

税制改正のお知らせ

個人市・県民税が改正されます

個人市・県民税(以下、住民税)が平成20年度(平成19年分)から次のように変わります。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)適用者に対する調整措置

平成19年から税源移譲によって所得税と住民税の税率が改正されました。この改正で所得税額が減少することにより、住宅借入金等特別控除額(住宅ローン控除額)の適用金額が少なくなる場合があります。所得税額から控除しきれなかった額は、翌年度の住民税額から控除します。対象 平成11年から18年までに入居した方で、住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きく、税率改正では控除しきれない額がある方(給与所得の方(サラリーマン等)の場合は、源泉徴収票の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」に金額が記載されている方)申告期限 毎年3月15日(平成20年は3月17日)まで 申告方法 確定申告をする方:住宅借入金等特別控除申告書(確定申告書と一緒に所沢税務署(〒359-002・並木1-7)へ直接または郵送)確定申告をしない方(サラリーマンなど):住宅借入金等特別控除申告書(給与収入のみを有して)確定申告書提出しない(源泉徴収票)および年末調整済みの納税者用)および年末調整済みの市県民税(〒359-001・並木1-1-1)へ直接または郵送

地震保険料控除の創設

近年多発している地震災害を受け、地震保険への加入を促進するために、損害保険料控除が改められ地震保険料控除が創設されました。対象となる地震保険の要件 居住用家屋・生活用動産を保障の目的とする地震保険契約の額 住民税:支払った保険料の2分の1(最高25,000円)所得税:支払った保険料の全額(最高5万円)長期損害保険契約がある場合の特例として、平成18年未だに締結した長期損害保険契約に係る保険料については、従前の損害保険料控除が適用されます。ただし、地震保険料控除と損害保険料控除をあわせて受ける場合は、長期損害保険契約に関する控除額は住民税で1万円、所得税で15,000円が限度となり、全体で25,000円(所得税においては5万円)が限度になります。

老年者の非課税措置の廃止(経過措置の終了)

年齢65歳以上の方で、合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度に廃止されました。これによる急激な税負担の増加を緩和するため平成18年度は年税額を3分の1に、19年度は年税額を3分の2とする経過措置がとられていましたが、この経過措置の期間が終了となります。

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、年齢65歳以上の方で、合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度に廃止されました。これによる急激な税負担の増加を緩和するため平成18年度は年税額を3分の1に、19年度は年税額を3分の2とする経過措置がとられていましたが、この経過措置の期間が終了となります。

所得変動に係る経過措置

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、年齢65歳以上の方で、合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度に廃止されました。これによる急激な税負担の増加を緩和するため平成18年度は年税額を3分の1に、19年度は年税額を3分の2とする経過措置がとられていましたが、この経過措置の期間が終了となります。

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

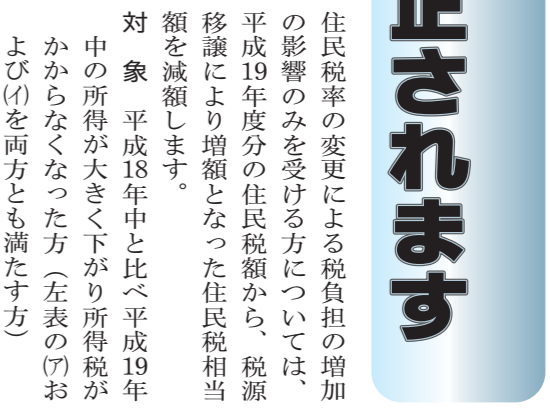
税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、年齢65歳以上の方で、合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度に廃止されました。これによる急激な税負担の増加を緩和するため平成18年度は年税額を3分の1に、19年度は年税額を3分の2とする経過措置がとられていましたが、この経過措置の期間が終了となります。

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、年齢65歳以上の方で、合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度に廃止されました。これによる急激な税負担の増加を緩和するため平成18年度は年税額を3分の1に、19年度は年税額を3分の2とする経過措置がとられていましたが、この経過措置の期間が終了となります。

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、年齢65歳以上の方で、合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度に廃止されました。これによる急激な税負担の増加を緩和するため平成18年度は年税額を3分の1に、19年度は年税額を3分の2とする経過措置がとられていましたが、この経過措置の期間が終了となります。



※人的控除額の差の一例

Table with 4 columns: Exemption Type, Resident Tax, Individual Income Tax, Difference. Rows include Basic Exemption, Spouse Exemption, General Support Exemption, and Specific Support Exemption.

◎人的控除とは、基礎控除、配偶者控除等に代表される本人やその親族の状況による所得控除のことをいいます。

申告期間 7月1日(火)〜31日(木) 申告方法 平成19年1月1日現在の住所の市区町村の税担当に減額申告書提出 減額となる額 平成19年度の住民税のみに適用され、税源移譲前の税率を適用した税額まで減額 平成19年度の住民税をすでに納付済みの方は還付します。 問い合わせ 住民税について:市民課課(☎2998・9064・所得税について:所沢税務署(☎2993・9111)

所得税の確定申告書作成のための年金収入の方などを対象とした事前説明・相談会

平成19年分の所得税の確定申告書を作成し、提出することができます。2月5日(火)〜7日(木)/午前9時〜11時、午後1時〜3時 受付日程と対象地域は、下表を参考にしてください。

対象 市役所8階大会議室 対象 年金収入のみで所得税が源泉徴収されている方 年末調整が済んでいる給与所得者で、医療費控除を受けられる方 平成19年の中途で退職し、その後就職しなかったために、源泉徴収されなかった所得税の年末調整を受けられなかった方

◎右記以外の、事業所得・不動産所得や土地・株式を売却した譲渡所得等がある方、消費税および贈与税の申告を受けられる方は所沢税務署で相談してください。

持参するもの 年金のある方:平成19年分の公的年金等の源泉徴収票(原本) 給与所得のある方:平成19年分の源泉徴収票(原本) 退職所得のある方:平成19年分の退職所得の源泉徴収票(原本) 社会保険料控除を受けられる方:平成19年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料

税理士による無料相談 2月1日(金)から15日(土・日曜日、祝日を除く)までの間、各税理士事務所において、年金を受けている方、給与所得者で医療費控除を受けようとする方、年の途中で退職された方のうち収入が600万円以下の方を対象に、税務相談および申告書の作成を無料で行います。ご希望の方は各税理士事務所、または関東信越税理士会所沢支部事務局(並木3-1-7-103)へ事前に電話で予約のうえお越しください。 予約受付時間 午前9時30分〜正午、午後1時〜4時(土・日曜日、祝日を除く) 予約先・問い合わせ 関東信越税理士会所沢支部事務局(☎2993-0822・FAX2993-0821)



◎ご自分で確定申告書を作成された方は、所沢税務署(〒359-001・並木1-7)に郵送または直接提出してください。 問い合わせ 所沢税務署・個人課税 第一部門(☎2993・9100)

Table with 2 columns: Date and Target Area. Lists dates from Feb 5 to Feb 7 and corresponding areas like Handoko, Handoko, Handoko, etc.

◎対象地域の開催日で都合のつかない方は、他の開催日でも受け付けします。

平成19年度「税に関する作文・標語」優秀作品を発表します

- 所沢市長賞 松永結花 税金の使い道:狭山ヶ丘中学校3年・大井 瞳 日本のお未来のために:芸術総合高校1年・鈴木奈津美 暮らしを支える消費税:中央中学校3年・田中 有 K's mountain:南陵中学校3年・伊藤夕貴子 税の大切さ:向陽中学校3年・岩本圭太 私たちを支える税:芸術総合高校1年・木村沙織 税金について:狭山ヶ丘中学校3年・西村風紗 『ふるさと納税』について:所沢中学校3年・豊田早紀

医療保険制度変更の説明会

4月1日から老人保健法が廃止され、新たに後期高齢者医療制度が始まります。また、国民健康保険法の一部改正が予定されています。このことについて、次のとおり説明会を開催します。 とき・ところ 1月16日(水) 午後2時〜4時 小手指公民館 1月17日(木) 午前9時30分〜11時30分 柳瀬公民館 1月17日(木) 午後2時〜4時 松井公民館 1月18日(金) 午後2時〜4時 富岡公民館 1月22日(火) 午前9時30分〜11時30分 山口公民館 1月22日(火) 午後2時〜4時 吾妻公民館 1月23日(水) 午後2時〜4時 三ヶ島公民館 1月24日(木) 午前9時30分〜11時30分 新所沢公民館 1月24日(木) 午後2時〜4時 新所沢東公民館 1月25日(金) 午前9時30分〜11時30分 市役所8階大会議室 1月25日(金) 午後2時〜4時 旧市庁舎

児童手当制度のお知らせ

小学校6年生(12歳到達年度末)までの児童を養育している方に、児童手当が支給されます(所得制限あり)。手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。出生、転入等により新たに支給資格が生じた方や、現在手当を受給されている方で、新たに対象となる児童が増えた方は申請してください。児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求書を提出した日(郵送の場合は申請書が子ども支援課に届いた日)の属する月の翌月分からとなり、さかのぼって支給することはできません。手続きが遅れないようにご注意ください。 ◎申請書は市ホームページからも入手できます。 手当月額 ▶3歳未満の第1子・第2子…10,000円▶3歳以上の第1子・第2子…5,000円▶3歳以上の第3子以降…10,000円 ◎18歳未満の児童から数えます。



【申請に必要なもの】 すべての方 ▶印鑑▶申請者名義の口座がわかるもの(ゆうちょ銀行以外の普通預金口座) ◎主に生計を支えている方が申請者になります。 厚生年金等加入の方 ▶申請者の健康保険被保険者証(原本またはコピー) ◎これかえて、後日年金加入証明書を提出することができます。 平成19年1月1日に所沢市に住所がなかった方 ▶平成19年1月1日に住民登録していた市区町村が発行した所得証明書(勤務先等が発行する「源泉徴収票」「給与証明書」等は不可) ◎後日提出することもできます

Table with 3 columns: Family Type, Child Allowance, Special Allowance. Rows include 0 children, 1 child, 2 children, 3 children, 4 children.

◎限度額は、一律控除後(児童手当法上の控除8万円を含む)の所得額で表示しています。平成18年分の所得額から、下記の諸控除金額を差し引いた後の額を左表の限度額表に当てはめ、申請の際の参考にしてください。 【諸控除金額】 ▶老人扶養控除…6万円▶障害者控除…27万円▶特別障害者控除…40万円▶寡婦・寡夫控除…27万円▶特別寡婦控除…35万円▶勤労学生控除…27万円▶雑損控除・医療費控除・小規模企業共済掛金控除…それぞれの控除額 ◎詳細は市ホームページ(「児童手当」で検索)をご覧ください。 申請先・問い合わせ 市役所1階・子ども支援課(☎2998-9124・FAX2998-1147)へ直接

Recycling poster information. Includes dates for recycling collection (1/19, 1/26), a recycling poster exhibition (1/9-13), and a recycling fair (1/12-13). Also lists recycling items like clothing, shoes, and household items.